

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年10月30日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

（令和8年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
角田 守良	市政研究会「守り良くする会」	令和8年4月24日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
猪俣 翔太	いのまた直行後援会	令和8年3月4日
海老原 美宣	上尾まちづくり研究会	令和8年8月18日
大久保 勝	大久保まさる後援会飯能支部	令和8年8月15日
木岡 由香里	木岡たかし後援会	令和6年12月31日